社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案に対する修正案要綱

第一　検討規定の追加

政府は、この法律の施行後速やかに、公的年金制度の財政基盤を強化し、国民年金法第十六条の二第一項の調整及び厚生年金保険法第三十四条第一項の調整を速やかに終了させるため、次に掲げる事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとすること。

一　基礎年金の給付に要する費用に充てるため、厚生年金保険法に規定する積立金を重点的に活用すること。

二　厚生年金保険の標準報酬月額の等級区分における最高等級の標準報酬月額を引き上げること。

三　短時間労働者に対する厚生年金保険及び健康保険の適用について、その対象となる範囲を拡大すること。

四　一から三までのほか、国民年金法第十六条の二第一項の調整及び厚生年金保険法第三十四条第一項の調整を速やかに終了させるために必要な事項

二

（附則新第二条第四項関係）

第二　施行期日

第一は、令和八年四月一日から施行すること。